2027年度追加オークションの募集要綱等の概要およびスケジュールについて

（対象実需給年度:2028年度）

2026年11月25日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

※本検討会は、資源エネルギー庁と電力広域的運営推進機関の共同事務局により開催している。

目次

1. はじめに
2. 追加オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
3. 追加オークションに関する今後のスケジュール

1．はじめに

- **2027年度追加オークション**（対象実需給年度:2028年度）に向け、本日は、「容量市場**追加オークション募集要綱**（対象実需給年度:2028年度）」と「**容量確保契約約款**」の案について、**主なポイント**と**意見募集等のスケジュール**について報告を行う。

（参考）容量市場に関連する文書類（1/2）

■ 2027年度追加オークション（対象実需給年度:2028年度）に向け、「容量市場追加オークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の意見募集を実施する。

関連文書			概要	公表状況
容量市場募集要綱 ※1※2		容量市場メインオークション募集要綱	• メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～30年度向け 公表済
		容量市場追加オークション募集要綱	• 追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～27年度向け 公表済
		長期脱炭素電源オークション募集要綱	• 長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2023～26年度応札 公表済
容量確保契約書 ※1※3		容量確保契約約款	• メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
		長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款	• 長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
容量市場業務マニュアル ※1※2	メインオークション	参加登録・応札・容量確保契約書契約締結編	• 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 • メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～30年度向け 公表済
		実需給前に実施すべき業務（全般）編	• 余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載	2024～29年度向け 公表済
		電源等差替編	• 電源等差替の手順、提出書類等について記載	2024～27年度向け 2028年度以降※3向け 公表済
		実効性テスト編	• 電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載	2024～28年度向け 公表済
		容量停止計画の調整業務編	• 容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	2024～28年度向け 公表済
		実需給期間中 リクワイアメント対応(安定電源)(変動電源(単独))(変動電源(アグリ))(発動指令電源)編	• 算定諸元（容量停止計画、発電計画・発電上限等）の登録・アセスメント結果の確認手続き等について記載	2024～26年度向け 公表済 意見募集実施済・公表準備中
		実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編	• ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続等について記載	

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施　※2：対象実需給年度ごとに公表　※3：対象実需給年度に依らず共通

（参考）容量市場に関連する文書類（2/2）

関連文書			概要	公表状況
容量市場 業務マニュアル ※1※2	追加オークション	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編	• 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 • 追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～27年度向け 公表済
	長期脱炭素電源オークション	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編	• 長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載	2023～26年度応札 公表済
		電源等差替・市場退出・契約の変更 ・登録情報の変更業務編	• 長期脱炭素電源オークションの電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務について記載	公表済
		実需給期間前から発生する リクワイアメント対応編	• 長期脱炭素電源オークションの実需給期間前から発生するリクワイアメント対応について記載 • （別冊）容量停止計画の調整業務では、容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	
		ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編	• 長期脱炭素電源オークションのペナルティ・容量確保契約金額対応について記載	
		実需給期間中 リクワイアメント対応編	• 長期脱炭素電源オークションの実需給期間中のリクワイアメント対応について記載	意見募集実施予定
	オークション共通	容量拠出金対応編	• メインオークション・追加オークション・長期脱炭素電源オークションの容量拠出金（仮算定含む）、還元額、追加請求額の確認、支払手続き等について記載	2027年度向け 意見募集実施済・公表準備中
容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画・ アセスメント・ペナルティ・ 容量確保契約金額・支払・請求 編		• 容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載	公表済

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施　※2：対象実需給年度ごとに公表　※3：対象実需給年度に依らず共通

2．追加オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

主な反映事項

	見直し内容	反映箇所
26年度メインオークションより反映済	**① 指標価格の見直しに伴う容量拠出金負担の影響緩和措置** ➢ マルチプライス方式を適用する措置は解除し、シングルプライスにて約定処理を実施する。 ➢ 落札電源のうち、応札価格が指標価格以下である電源等の約定価格は指標価格を上限とする。	**【募集要綱】** 第5章 調達オークション応札方法 第6章 2.約定価格の決定方法
27年度追加オークションより反映	**② 発動指令電源の充当措置** ➢ 従来の調達オークションを実施しない供給区域において、発動指令電源の市場退出があった場合は、市場退出した部分を各エリアの上限として、追加で発動指令電源に係る容量提供事業者を募集する。 ➢ 約定価格は、対象実需給年度におけるメインオークションでのエリアプライスとする。	**【募集要綱】** 第1章 2.容量市場におけるオークションの種類 第5章 調達オークションの応札方法 第6章 1.落札電源の決定方法 2.約定価格の決定方法 **【約款】** 第1章 第6条 追加オークション及び特別オークションの開催
27年度実効性テストより反映※	**③ 実需給での発動実績を用いた実効性テストの代替報告に係る要件の見直し** ➢ 実効性テスト時の電源等リストに登録された地点が、実発動時の電源等リストにすべて含まれることを求めず、同一事業者かつ同一期間の指令に係る地点の発動実績を代替可能とする。 ➢ 実効性テストの期待容量が実発動時の発動実績以内であることを必須とせず、実効性達成率が100%未満の場合であっても代替報告を認める。 ➢ 実効性テストの再テストを申請していない電源等リストについては、実需給での発動実績による代替報告を認める。	**【約款】** 第3章 実需給期間前のリクワイアメント

※ 2027年度追加オークション（対象実需給年度：2028年度）には直接関連しないものの、その他制度の見直し内容を容量確保契約約款へ反映

２．追加オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
① 指標価格の見直しに伴う容量拠出金負担の影響緩和措置（1/3）

【募集要綱】 第6章 落札電源及び約定価格の決定方法　２.約定価格の決定方法

＜変更前＞

（１） 落札電源のうち最も高い応札価格を約定価格とし（第１価格決定方式）、当該応札価格が単一の約定価格となるシングルプライス方式で決定されます。

（２） 市場が分断される場合、エリア（ブロック）によって約定価格が異なります。電源等を追加したエリア（ブロック）においては、最後に追加した電源等の応札価格が当該エリアの約定価格（「エリアプライス」という）となります。電源等を減じたエリア（ブロック）においては、残った電源等の応札価格のうち最も高い応札価格がエリアプライスとなります。

（３） 需要曲線と供給曲線が交差しない場合、落札した電源のうち、最高値の応札価格を約定価格とします。

＜変更後＞

（１）原則として、落札電源のうち最も高い応札価格を約定価格とし（第１価格決定方式）、当該応札価格が単一の約定価格となるシングルプライス方式で決定されます。ただし、落札電源のうち最も高い応札価格が指標価格を超える場合、指標価格以下の応札価格の電源等は指標価格が約定価格となります。

（２）市場が分断される場合、エリア（ブロック）によって約定価格が異なります。電源等を追加したエリア（ブロック）においては、追加した落札電源のうち最も高い応札価格が当該エリアの約定価格（「エリアプライス」という。）となります。電源等を減じたエリア（ブロック）においては、残った落札電源のうち最も高い応札価格がエリアプライスとなります。ただし、エリアプライスが指標価格を超える場合、指標価格以下の応札価格の電源等は指標価格が約定価格となります。

（３）需要曲線と供給曲線が交差しない場合、落札電源のうち最も高い応札価格を約定価格とします。ただし、落札電源のうち最も高い応札価格が指標価格を超える場合、指標価格以下の応札価格の電源等は指標価格が約定価格となります。

（４）調達オークションの（イ）が開催されたエリアにおいては、対象実需給年度2028年度メインオークションでのエリアプライスが約定価格となります。

2．追加オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
① 指標価格の見直しに伴う容量拠出金負担の影響緩和措置（2/3）

第113回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 制度検討作業部会 (2026.4.3)

資料5　容量市場について

案２及び案３の比較検討①

- **第72回 容量市場の在り方等に関する検討会（2026年3月27日）において、案２及び案３について**、Net CONE及び上限価格の引き上げだけが行われ、需要曲線の考え方や供給曲線の形については、2025年度に行われたメインオークションから考え方を変更しないとの仮定の下で、**小売事業者の容量拠出金負担及び供給力確保の効果について比較検討を行った**（P7.参照）。
- その結果を確認すると、**上述の仮定の下では、両案には、ほぼ違いが見られなかった。**
- しかしながら、現行の応札価格規律では、事業報酬や減価償却費を応札価格に織り込むことは不可としている上、他市場収益の控除も求めている。そのため、**実際には、案２と案３では、供給力の確保という観点から、効果が異なる可能性がある**ことを考慮する必要があるのではないか。
- 一方、小売電気事業者に対する容量拠出金負担水準への影響緩和策の効果については、供給曲線の形が大きく変わるようなことがあれば、**案２の方が、より容量拠出金負担を抑制できる可能性がある。**また、こうした観点から、前回の議論では、**案２をベースとしつつ、発電事業者に落札額に一定額を上乗せして支払い、電源維持に必要な収入を得られるように制度を考えることができないか、とのご意見もいただいた。**
- **容量市場の在り方等に関する検討会においては、**この提案についても検討が行われたが、**どの様に事業者の上乗せ額を定めるかという点については、慎重な検討が必要との議論が行われた。**
- **以上の検討を踏まえると、確実な供給力確保に対応していくという観点からは、案３を採用することが望ましいのではないか。**

案２及び案３の比較検討②

- 他方で、**案３に対しては、前回の議論において、応札行動の歪み**（Net CONEをベンチマークとして二段階でシングルプライスオークションを行うことで、Net CONE 近傍の電源については、Net CONE を超える価格で応札するインセンティブが生じ得る）**を生じさせる可能性がある点について懸念を示すご意見もあった。**
- **この点については、容量市場の場合には、入札ガイドラインを設定しており、電力・ガス取引監視等委員会により必要な監視が行われていることを考えると、約定方法に変化があったとしても、同一の電源について、過去の水準と大きく異なる水準で応札を行うことは、現実的には難しいと考えられるのではないか。**
- また、この懸念に対応するためには、ベンチマークとなる価格をNet CONEではなく、**一定の考え方の下で、応札事業者に分からないよう設定するという方法があり得る。**
- しかし、Net CONEをベンチマークとして制度を設計する方法については、ベンチマーク水準が予め分かっていることで、二段階目のシングルプライス領域での競争を促す効果（高値応札による不落札リスク等を含む）や、今回のNet CONEの見直しによる影響緩和の程度についての予見可能性が高まるといった効果があることを考えると、**適切に監視が行われるとの前提の下で、予めベンチマークとなる価格を示さないといった方法を採用する必要まではないのではないか。**

2．追加オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
① 指標価格の見直しに伴う容量拠出金負担の影響緩和措置（3/3）

第113回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 制度検討作業部会 (2026.4.3)

資料5　容量市場について

【参考】案３：指標価格（Net CONE）以上もシングルプライス方式を適用

第112回制度検討作業部会 (2026年3月)

案A-2：シングルプライス約定の2段階化（案A-1への適用イメージ）

- 案A-2として、シングルプライス上限を超える応札価格の電源等に対しても２段階目のシングルプライス方式を適用し、指標価格と上限価格の間（2段階目シングルプライス領域）に位置する電源については、当該範囲内の最も高い電源の約定額を当該範囲内の他の電源にも適用する案が示された。

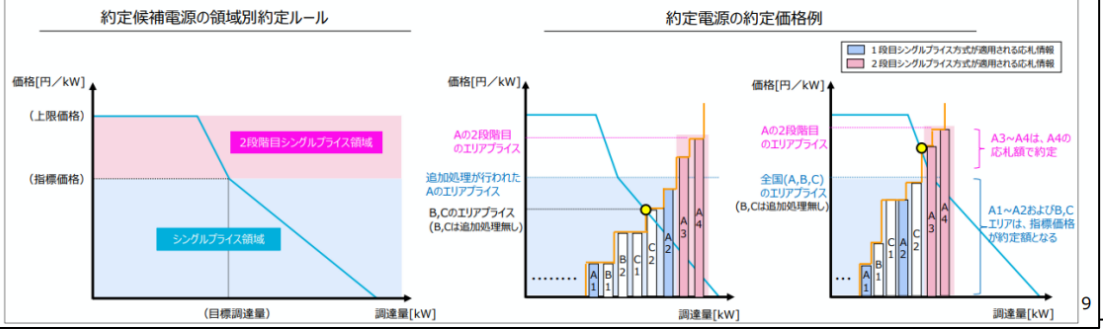

9

市場競争が限定的なエリアでの約定価格の決定方法（適用の解除について）

（現行制度の整理）

- 容量市場は、全国単一市場として、全国大で供給信頼度を満たすように容量を確保するが、連系線制約を考慮すると、各エリアの供給信頼度が確保できないことがあり、その場合には市場分断する。**市場分断したエリアは、供給信頼度を満たすまでそのエリアの応札価格の安い順に約定し、約定した電源のうち一番高い応札価格を約定価格**としている。
- 他方、**市場競争が限定的となっているおそれがあるエリアにおいては、コストが非常に高い電源も含め、ほぼすべての電源が約定する可能性が考えられる**。その場合、エリアプライスについてもコストが非常に高い電源に連動して高くなる。
その**影響緩和策として、市場競争が限定的なエリア**（隣接エリアのエリアプライスの 1.5 倍を超えたエリア）**においては、隣接エリアのエリアプライスの 1.5 倍を当該エリアのエリアプライス**とし、応札価格が当該エリアのエリアプライスを上回る電源については、応札価格を約定価格（マルチプライス）としている。

（見直し案）

- 上述のように、本制度措置は、小売電気事業者に対する容量拠出金負担水準の影響緩和策である。
- 本日、ご議論いただいた影響緩和措置を適用した場合、**同じ目的である措置が重複**することとなる。また、**確実な供給力確保に対応するという観点から、二段階でシングルプライスオークションを行うことが望ましいのではないかと考えている**。（P5参照）
- 今回、**Net CONE（上限価格含む）の見直しに伴う影響緩和措置を新たに設けることとなれば、約定総額に対する影響緩和は講じられる**ことから、本影響緩和措置の実施を前提に、**これまで実施してきた隣接エリアのエリアプライスの1.5倍を超える場合にマルチプライス方式を適用する措置は、解除**することとしてはどうか※。

※市場分断したエリアに関して、当該エリアにおいて応札価格の安い順に、供給信頼度を満たすまで追加で供給力を確保する処理は維持する。

2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
② 発動指令電源の充当措置（1/8）

【募集要綱】 第１章 はじめに　2.容量市場におけるオークションの種類

＜変更前＞

容量市場においては、将来の一定期間における需要に対して必要な供給力（※）をオークションで募集します。オークションには以下の種類があります。
※沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という）

容量市場	容量オークション （右記オークションの総称）	メインオークション 将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という）の４年前に実施する。
		追加オークション メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の１年前に実施する以下２つのオークションがある。 ・調達オークション 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する。 ・リリースオークション 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約に定められた容量をリリースする容量提供事業者を募集する。

＜変更後＞

容量市場においては、将来の一定期間における需要に対して必要な供給力（※）をオークションで募集します。オークションには以下の種類があります。
※沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という）

容量市場	容量オークション （右記オークションの総称）	メインオークション 将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という）の４年前に実施する。
		追加オークション メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の１年前に実施する以下２つのオークションがある。 ・調達オークション （ア）必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する。 （イ）（ア）に掲げるオークションを実施しない供給区域において、追加で発動指令電源に係る容量提供事業者を募集する（以下、本募集を「調達オークションの（イ）」という）。 ・リリースオークション 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約に定められた容量をリリースする容量提供事業者を募集する。

２．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
② 発動指令電源の充当措置（2/8）

【募集要綱】 第５章 調達オークション応札方法

＜変更前＞

（９） 容量市場システムを通じた封印入札により実施し、約定価格は第１価格決定方式で決定します。（詳細は「第６章 調達オークション落札電源及び約定価格の決定方法２.約定価格の決定方法」を参照）

＜変更後＞

（９）容量市場システムを通じた封印入札により実施し、約定価格は第１価格決定方式で決定します。ただし、調達オークションの（イ）における約定価格の決定方式は、この限りではありません。 （詳細は「第６章 調達オークション落札電源及び約定価格の決定方法 ２.約定価格の決定方法」を参照）

２．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
② 発動指令電源の充当措置（3/8）

【募集要綱】 第６章 調達オークション落札電源及び約定価格の決定方法　1.落札電源の決定方法

＜変更前＞

（新設）

＜変更後＞

（４）以下の手順にて調達オークションの（イ）の落札電源を決定します。追加オークションの開催判断前までに発動指令電源の市場退出があった場合は、市場退出した部分を各エリアの上限として調達し、「本章１．落札電源の決定方法（１）」の①～③の手順で落札電源を決定します。

２．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
② 発動指令電源の充当措置（4/8）

【募集要綱】 第６章 調達オークション落札電源及び約定価格の決定方法　2.約定価格の決定方法

＜変更前＞

（新設）

＜変更後＞

（４）調達オークションの（イ）が開催されたエリアにおいては、対象実需給年度2028年度メインオークションでのエリアプライスが約定価格となります。

2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
② 発動指令電源の充当措置（5/8）

【約款（2030年度以降）】 第1章　総則

＜変更前＞

1. 本機関は、実需給年度の想定需要や第12条に示す市場退出の発生状況等を考慮し、必要がある場合には、実需給年度の1年度前において、以下の各号に掲げる追加オークションを実施する場合があります。
   ① 調達オークション
   必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集するオークション
   ② リリースオークション
   必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した本契約に定められた容量をリリースする容量提供事業者を募集するオークション

＜変更後＞

1. 本機関は、実需給年度の想定需要や第12条に示す市場退出の発生状況等を考慮し、必要がある場合には、実需給年度の1年度前において、以下の各号に掲げる追加オークションを実施する場合があります。
   ① 調達オークション
   (1) 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集するオークション
   (2) (1)に掲げるオークションを実施しない供給区域において、追加で発動指令電源に係る容量提供事業者を募集するオークション
   ② リリースオークション
   必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した本契約に定められた容量をリリースする容量提供事業者を募集するオークション

2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
② 発動指令電源の充当措置（6/8）

【約款（2024-29年度）】附則（2027年XX月XX日-2028･2029）

＜変更前＞

（新設）

＜変更後＞

附則（2027年XX月XX日-2028・2029）
第1条　適用対象
本附則は、対象実需給年度が2028年度、2029年度の容量確保契約に適用するものとします。

第2条　追加オークション及び特別オークションの開催
第6条第1項第1号に示す調達オークションについて以下に読み替えます。

①調達オークション
（1）必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集するオークション
（2）(1)に掲げるオークションを実施しない供給区域において、追加で発動指令電源に係る容量提供事業者を募集するオークション

2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
② 発動指令電源の充当措置（7/8）

第76回容量市場の在り方等に関する検討会(2026.9.1)
資料5　2025年度包括的検証後の取り組みと各課題における検討の方向性について

4．課題における検討の方向性
検討③：発動指令電源における供給力確保の蓋然性向上に向けた措置について（3/3）

- 具体的には、**追加オークションが開催されない場合**、**発動指令電源のメインオークション落札容量のうち、市場退出となった容量**に対し、**メインオークションにおいて不参加・不落札であった電源等**や、**実効性テストの達成率が100%を上回る電源等（過達分）を充当する措置を講じることとしてはどうか**。
- ただし、過度な容量拠出金負担を回避する観点から、リリースオークションの開催を検討する状況であるなど、**実需給において十分な供給力が見込まれる場合は実施しないこととしてはどうか**。
- なお、実効性テストの達成率が100%を上回る場合は、過達分の約定可能性が本措置で高まることに加え、実効性達成率として有利な立場となるため、**枠取りの低減に寄与する**ものとも考えられる。

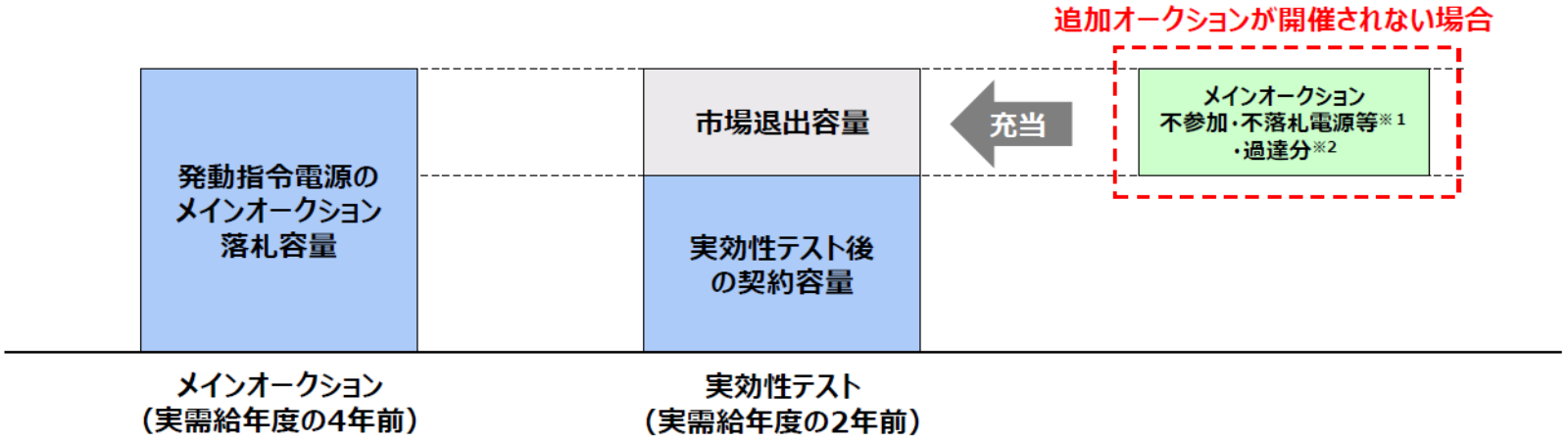

※1　メインオークション不参加・非落札電源においては、実効性テスト後の期待容量に発動指令電源の調整係数を反映した値が対象
※2　メインオークションにて落札した発動指令電源においては、実効性テスト後の期待容量に発動指令電源の調整係数を反映した値からメインオークションの落札容量を差し引いた値が対象

2．本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
② 発動指令電源の充当措置（8/8）

第77回容量市場の在り方等に関する検討会(2026.10.22)
資料3　発動指令電源における供給力確保の蓋然性向上に向けた措置について

3．まとめ　20

- 今回、発動指令電源の充当措置に関する詳細設計を検討した。
- 充当措置については、既存の調達オークションの一類型と整理したうえで、次回の追加オークション（対象実需給年度：2028年度）への適用に向け、**<u>今後、追加オークションの募集要綱や業務マニュアル等の関連文書への反映</u>**を進めるとともに、必要に応じて記載の見直し・明確化を図る。

	調達オークション（既存）	調達オークション（充当措置）
発動指令電源の参加対象	• メインオークションにて落札した発動指令電源のうち、実効性テストにより期待容量の評価を行い、実効性テスト後の期待容量に調整係数を乗じたものからメインオークション契約容量を差し引いた値が1,000kWを上回るもの • メインオークションにて落札していない発動指令電源※1のうち、実効性テストにより期待容量の評価を行い、実効性テスト後の期待容量に調整係数を乗じたものが1,000kWを上回るもの	
発動指令電源の調達量（上限）	H3需要の１％※2＋市場退出容量※3	市場退出容量※3
約定価格（契約単価）	オークションで決定	メインオークションでのエリアプライス
約定ロジック	• 需要曲線と供給曲線から約定処理を実施（約定電源を選定） • 同一価格札は実効性達成率（過去実績）に応じて優先的に約定※4	• 参加された発動指令電源と市場退出容量から約定処理を実施 • 実効性達成率（過去実績）に応じて優先的に約定※3

※1　メインオークションにおいて非落札の容量、及びメインオークション時に実需給年度における供給力として確定していなかった未応札の容量
※2　対象実需給年度：～2029年度の場合（対象実需給年度：2030年度以降は「H3需要の５％－メインオークション落札量」）
※3　追加オークション開催判断時点（実需給前年度の4月頃）に決定　　※4　実効性達成率も同一である場合、ランダムに約定

2．追加オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

③ 実需給での発動実績を用いた実効性テストの代替報告に係る要件の見直し（1/4）

【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第14条 実需給期間前のリクワイアメント

＜変更前＞

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合
(1) 実効性テスト結果等
実需給年度の 2 年度前に、メインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）以上となる実効性テストの結果及びこれに準ずるものを本機関に提出すること
なお、以下のいずれにも該当する場合、実効性テストの結果に準ずるものとして扱います。

i. 実効性テスト実施と同一年度に一般送配電事業者が指令した他の発動実績のうち、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である場合

ii. 確定する電源等リストの期待容量が、当該リソースの実効性テスト以外の発動実績の合計（属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る。）以内の場合

iii. 本機関が合理的と判断した場合

＜変更後＞

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合
(1) 実効性テスト結果等
実需給年度の2年度前に、メインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）以上となる実効性テストの結果及びこれに準ずるものを本機関に提出すること
なお、以下のいずれにも該当する場合、実効性テストの結果に準ずるものとして扱います。

i. 本機関が別途定める容量市場業務マニュアルにて指定する期間内に発動された発動指令への対応の実績である場合

ii. 実効性テスト~~実施~~と同一年度に一般送配電事業者が指令した他の発動実績のうち、実効性テスト対象の電源が同一事業者の電源等リストに含まれ、かつ、同一期間の指令に応じた実績である場合

iii. 実効性テストの再テストを申請していない場合

iv. 本機関が合理的と判断した場合

２．追加オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

③ 実需給での発動実績を用いた実効性テストの代替報告に係る要件の見直し（2/4）

【約款（2024-29年度）】附則（2027年XX月XX日-2028・2029）

＜変更前＞

（新設）

＜変更後＞

第1条　適用対象
本附則は、対象実需給年度が2029年度の容量確保契約に適用するものとします。

第2条　実需給期間前のリクワイアメント
第14条③(1)に示す実効性テスト結果等について以下に読み替えます。

（1）実効性テスト結果等
実需給年度の2年度前に、メインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）以上となる実効性テストの結果及びこれに準ずるものを本機関に提出することなお、以下のいずれにも該当する場合、実効性テストの結果に準ずるものとして扱います。

ⅰ.本機関が別途定める容量市場業務マニュアルにて指定する期間内に発動された発動指令への対応の実績である場合

ⅱ.実効性テストと同一年度に一般送配電事業者が指令した他の発動実績のうち、実効性テスト対象の電源が同一事業者の電源等リストに含まれ、かつ、同一期間の指令に応じた実績である場合

ⅲ.実効性テストの再テストを申請していない場合

ⅳ.本機関が合理的と判断した場合

2．追加オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
③ 実需給での発動実績を用いた実効性テストの代替報告に係る要件の見直し（3/4）

第77回容量市場の在り方等に関する検討会(2026.10.22)
資料4　発動指令電源における実効性テストの目的と整合させる仕組みについて

2．実効性テストの目的と整合させる仕組み
（６）実需給の発動実績の代替報告についての見直し案（１/２）

- 実効性テストは**実務上の負担軽減を目的に実需給の発動実績をもって代替することが可能**である。
- 実需給の発動実績を代替する場合、全ての地点が、同一期間での指令であることを前提に、**以下の条件を満たす必要**がある。
  - **条件①**：実効性テスト時の電源等リストに登録された地点が実発動時の電源等リストにすべて含まれていること
  - **条件②**：実効性テスト時の電源等リストの期待容量が、実発動時の発動実績以下であること
- ただし、**条件①**については、登録リソースの変更も行われる中、**対象実需給年度が異なる電源等リストの構成が一致するケースは限定的である。**また、**条件②**についても、発動実績が実効性テスト時の期待容量を上回ること（実効性達成率100%）が求められるため、**達成のハードルが高い。**
- このため、条件を満たすことが難しく、**代替報告が実務上の負担軽減につながりにくい状況**である。

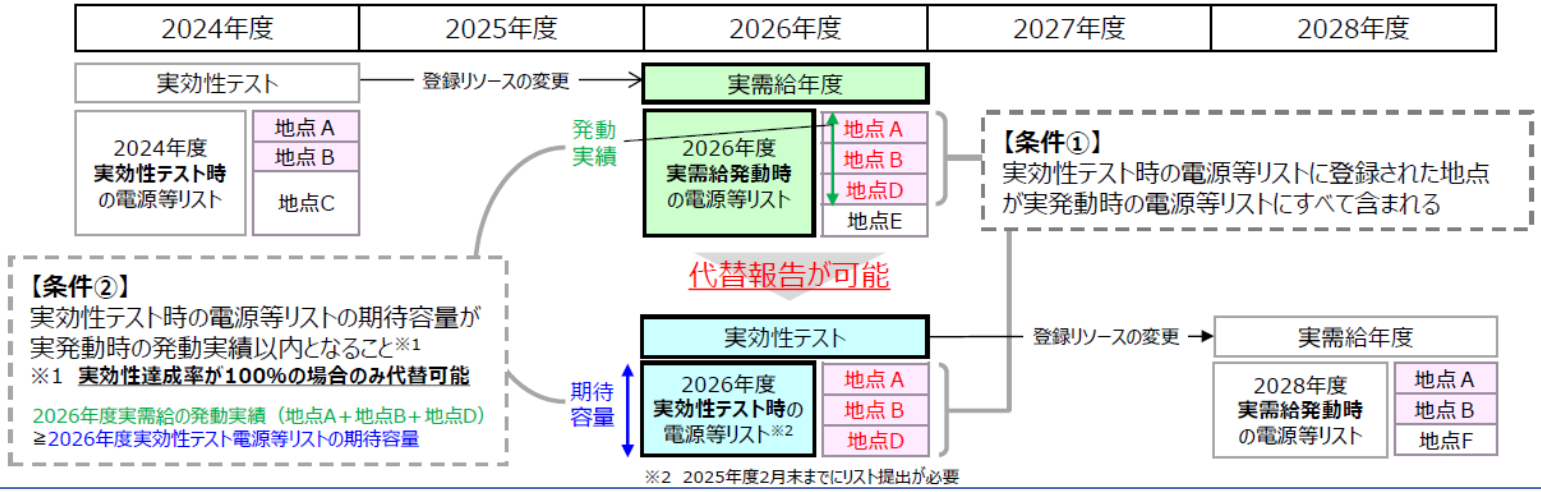

2．追加オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
③ 実需給での発動実績を用いた実効性テストの代替報告に係る要件の見直し（4/4）

第77回容量市場の在り方等に関する検討会(2026.10.22)
資料4　発動指令電源における実効性テストの目的と整合させる仕組みについて

2．実効性テストの目的と整合させる仕組み
（６）実需給の発動実績の代替報告についての見直し案（２/２）

■ 発動実績による代替報告が有効的に活用されることは、実務上の負担を軽減する観点からも重要である。このため、**代替報告に係る各条件について、以下のとおり見直すこととしてはどうか**。

条件①：電源等リスト単位での一致を求めず、**同一期間での指令である地点の発動実績を代替可能**※1とする

※1　実効性テスト時の電源等リストに入っているものの、代替報告対象地点の発動実績が同一期間でない場合は、発動実績をゼロとして評価する。また、発動実績の地点が一部不足する場合、当該地点の発動実績をゼロとして評価することを前提に代替報告を認める（他事業者の発動実績についても地点が不足している場合と同様の扱いとする）

条件②：実効性テスト時の期待容量が実発動時の発動実績以内であることを必須とせず、**実効性達成率が100%未満の場合であっても代替報告を認める**

■ ただし、代替報告はあくまで実効性テストに代わる措置であることから、**実効性テスト１回分に相当するもの**として、**代替報告の適用条件を以下のとおり整理することとしてはどうか**。

（１）実効性テストの再テストを申請している電源等リストは、発動実績による代替は不可とする

（２）夏季の実効性テストを選択した電源等リストは4/1~8/31※2まで、冬季の実効性テストを選択した電源等リストは10/1~1/31※2までの発動実績を代替報告可能とする

※2　計量値を用いた発動実績の確定に必要な期間や再テスト申請期間も考慮し、実効性テストの実施終了期間より１か月短い期間を設定

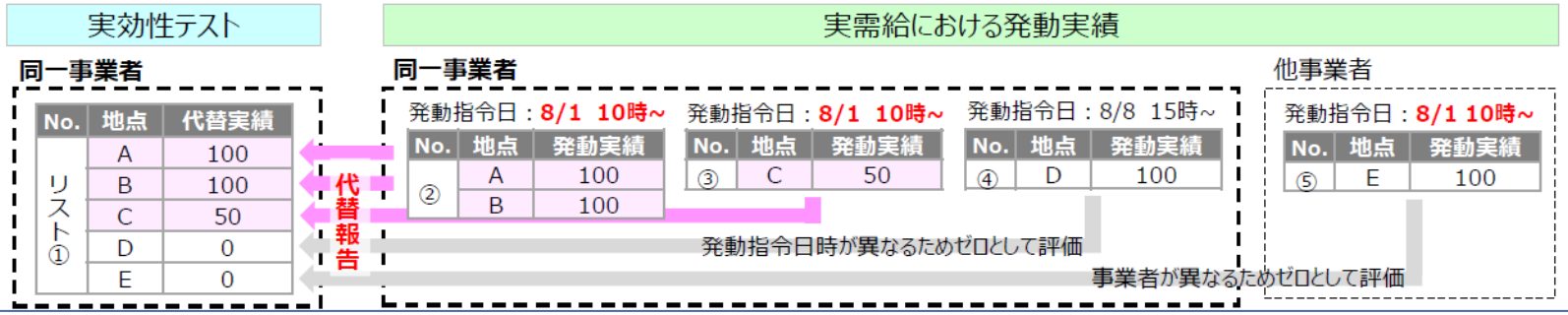

3．追加オークションに関する今後のスケジュール

- 「**容量市場追加オークション募集要綱**（対象実需給年度:2028年度）」と「**容量確保契約約款**（対象実需給年度：2024 -2029年度）」及び「**容量確保契約約款**（対象実需給年度：2030年度以降）」の案について、**12月に意見募集を開始**し、意見募集でいただいたご意見を踏まえ、必要に応じて更新のうえ公表を行う。
- 2027年度追加オークション（対象実需給年度:2028年度）に向け、**2月上旬に募集要綱の公表**、**事業者向け説明会の実施**、**3月頃に参加登録の開始**、**4月頃にオークションの実施判断**、**需要曲線の公表**、**6月頃に応札の受付**を予定している。

- 11月25日　：募集要綱案の概要
- 12月　：**募集要綱案の意見募集の実施**
- 2月上旬　：**募集要綱の公表**
- 2月上旬　：**追加オークションや応札業務に関する事業者向けの説明会等**
- 3～4月頃　：**参加登録**（事業者情報、電源等情報、期待容量）
- 4月頃　：**追加オークション実施判断**、**需要曲線※の公表**　※リリースオークションの場合は供給曲線
- 6月頃　：**応札の受付**（追加オークション実施となった場合）
- 7月頃　：約定結果の公表（追加オークション実施となった場合）

＜記載の日付は予定であり変更となる可能性があります＞

（参考）2027年度追加オークション（対象実需給年度:2028年度）のスケジュール概要（予定）

- 2027年度追加オークション（対象実需給年度:2028年度）は、3月より参加登録を開始し、開催の場合の応札期間は6月を予定している。

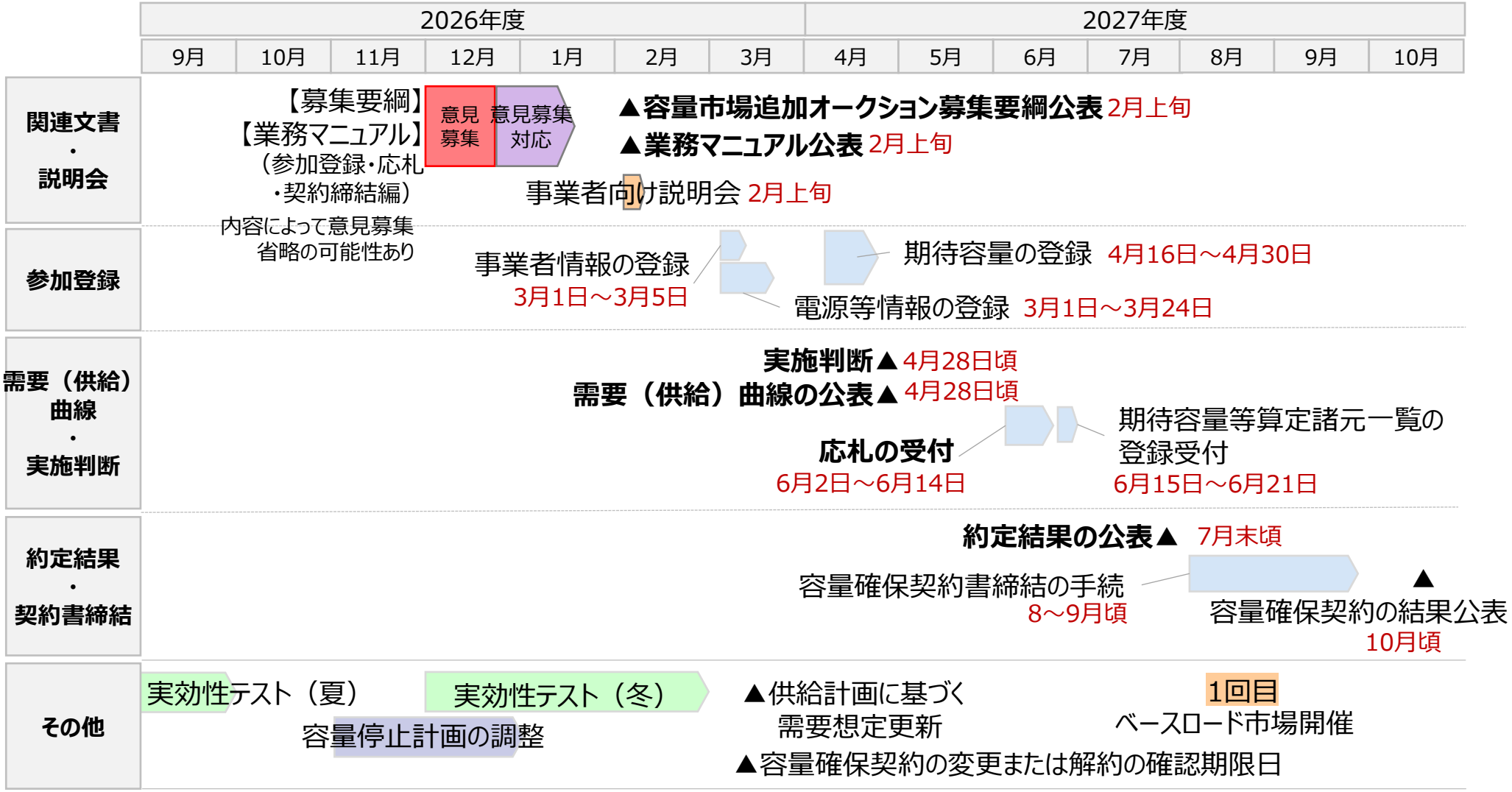

記載の日付は予定であり変更となる可能性があります

（参考）追加オークションの実施判断にかかる確認等

- **追加オークションの実施判断**にあたっては、需要想定やメインオークションで調達した供給力等の情報を確認する。
- メインオークションで調達した供給力については、以下を反映する。
  - 実効性テスト結果　（夏：2026年7～9月、冬：2026年12月～2027年2月）
  - 容量停止計画の調整結果　（2026年11～12月）
  - 供給計画に基づく需要想定更新　（2027年3月）
  - 容量確保契約の変更または解約確認（結果反映：2027年3月）
- 追加オークションの実施判断に必要な**「容量確保契約の変更または解約確認」**については、昨年までと同様、**広域機関HPで案内**を実施する。（次ページ参照）

※容量市場からの市場退出の表明、及び、長期脱炭素電源オークションにおける供給力提供開始時期の変更を行う場合には、手続きに一定の期間を要するため可能な限り早めに申し出を行うことが求められる。

（参考）容量確保契約の変更または解約確認について

- 追加オークションの実施判断として扱う場合の**「容量確保契約の変更または解約確認」**については、
  - **メインオークション**で落札した電源等では**「市場退出」**
  - **長期脱炭素電源オークション**で落札した電源等では**「供給力提供開始時期の変更」**

  を対象として、提出書式や**登録期限が2027年3月10日18時**である旨を**広域機関HPで公表**している。
- **メインオークション**で落札した電源等での**「市場退出」**時の経済的ペナルティ、および**長期脱炭素電源オークション**で落札した電源等での**「供給力提供開始時期の変更」**時の経済的ペナルティは、容量確保契約の変更または解約の**確認期限日を起点に、約款の適用される条項が異なる**。

対象	登録タイミングと約款適用条項	
	2027年3月10日（水）18時まで	2027年3月10日（水）18時超過
メインオークションで落札した電源等での**「市場退出」**	容量市場　容量確保契約約款 **第13条第1項①** **（5%）**※	容量市場　容量確保契約約款 **第13条第1項②** **（10%）**
長期脱炭素電源オークションで落札した電源等での**「供給力提供開始時期の変更」** （実需給:2028年度に影響を及ぼす変更）	長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款 **第15条第1項①** **（5%）**	長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款 **第15条第1項②** **（10%）**

※市場退出の表明についての実需給年度2028年度の確認期限は2027年3月10日18時となり、その後の様式等の提出〆切は2027年3月31日です。
市場退出の要件は、容量確保契約約款第12条にもとづきます。所定の書式の提出が2027年3月31日までに行われない場合は、確認期限以降に市場退出表明が行われたものと扱います。

（参考）2027年度追加オークション（対象実需給年度:2028年度）の事業者向けの周知 ＜事業者向け資料より抜粋＞

■ 追加オークションの参加に向けた登録業務（事業者情報、電源等情報、期待容量）や応札の手順について、留意点にも触れつつ、説明会資料等でも周知を実施する。

＜**事業者情報**＞

- 過去の容量オークション（メインオークション・追加オークション・長期脱炭素電源オークション）において既に事業者情報を**登録済の事業者**は、新たに事業者情報を**登録する必要はありません**。登録済の事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。

＜**電源等情報**＞

- 実需給2028年度向けの**電源等情報を登録済の場合**は、新たに電源等情報を**登録する必要はありません**。登録済の電源等情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。**長期脱炭素電源オークションの落札電源（参加条件を満たすもの）が参加する場合**は、新たに電源等情報の**登録が必要**ですのでご注意ください。
- **発動指令電源**については、実需給2年度前（2026年度）の実効性テストのため、既に電源等リストの登録（2026年2月末迄）がされており、あらためて登録が必要な項目および提出書類はありません。

＜**期待容量**＞

- 調達オークションの応札を希望する事業者で、期待容量が**未登録**の場合や、メインオークションにて登録済の期待容量が**変更**となる場合は、期待容量の登録または**変更を行ってください**。
- 期待容量等算定諸元一覧（安定電源（純揚水、蓄電池）および変動電源）を利用する電源については、調整係数が更新されるため期待容量の**再登録が必要**となります。
- **発動指令電源にて**追加オークションへ参加する場合には、実効性テストの対応で期待容量の登録が完了しているため、追加オークションにて**新たに期待容量を登録いただく必要はありません。**

＜**応札**＞

- オークションに参加を希望される事業者は、**電源等毎に応札情報を登録**してください。